

借受人が退学・退職された場合

当貸付の返済が全額免除となる当然免除の要件は、

進学者「大学を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき」

就職者「就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき」

資格取得希望者「就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき」

となります。

上記の要件から外れた（退学や退職など）借受人は、返還の対象となります。

ただし、

貸付期間中に退学・退職した者が求職活動を行っている場合、求職活動中は半年に限り、貸付けの継続が可能になり、一旦離職した者が、再就職のために求職活動を行っている場合は、求職期間中も最大一年間まで就業期間に算入可能、それ以降については算入しないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。

とされています。

「求職活動を行っている場合」とは、就労支援機関に登録したうえ（⑥は不要）で、

- ①月1回以上求人への応募を行った場合
- ②月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働派遣機関等）が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等就業講習の受講等を行った場合
- ③月2回以上、公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を受けた場合
- ④公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、及び就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合
- ⑤公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合、及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合
- ⑥障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）等を利用している場合

となっています。

・ 求職活動の確認については、原則、月に一度、県社協へ求職活動確認票等の書類を提出いただきます。

・ 提出いただく書類は、別紙「提出書類について」をご確認ください。

提出書類について

○退学・退職した時

- ・大学等退学・退校届（様式第8）及び 大学（専門学校）発行の退学証明書
- ・退職届（様式第15）

○住所変更した時

- ・住所変更届（様式第7）及び 変更後の住所の住民票

○求職活動をした時

- ・単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

- ・原則・月に一度ご提出ください。

1 登録した就労支援機関の登録証（登録のわかるもの）の写し（⑥を除く）

→初回のみ提出

2 求職活動に応じた書類

①月1回以上の求人への応募

→求職活動確認票（別紙）、面接日時の通知書や合否決定通知書の写しを添付

②月2回以上の公共職業安定所、民間受給調整機関が行う、職業相談・紹介・就業講習

→求職活動確認票

③月2回以上の公的機関が行う個別相談が可能な企業説明会

→求職活動確認票

④公共職業訓練等の受講、求職者支援訓練の受講、JEEDによる求職活動に関する指導

→職業訓練受講指示書もしくは修了証の写し

⑤各種養成施設に入校、教育訓練給付の対象訓練を受講

→入学許可証、在学証明もしくは受講証の写し

⑥就労系障害福祉サービス等の利用

→支給決定通知書の写し

※求職活動確認票は各機関に記入・押印を求めること

○再就職が決まった時

- ・雇用契約書もしくは勤務証明書（様式第6）

※状況により追加の書類を求める場合があります。

求職活動確認票

登録した 就労支援機関		求職番号(ハローワーク)	
		登録日	年 月 日

①職業相談、職業紹介等実績

1	日付			
	利用した機関	区分	施設名称・施設長	担当者
		1: 公共職業安定所(ハローワーク) 2: 民間受給調整機関() 3: 公的機関() 4: その他()		
求職活動の内容	1: 職業相談・カウンセリング 2: 職業紹介 (紹介先事業所:) 3: 就職活動セミナー等職業講習の受講 (セミナー等の名称:) 4: その他 (具体的内容:)			
2	日付			
	利用した機関	区分	施設名称・施設長	担当者
		1: 公共職業安定所(ハローワーク) 2: 民間受給調整機関() 3: 公的機関() 4: その他()		
求職活動の内容	1: 職業相談・カウンセリング 2: 職業紹介 (紹介先事業所:) 3: 就職活動セミナー等職業講習の受講 (セミナー等の名称:) 4: その他 (具体的内容:)			

※担当者に押印を依頼する際は、身分証(運転免許証や健康保険証など公的機関が発行したもの)を合わせて提示すること。

※3回目以降の職業相談、職業紹介等実績は記入不要のこと。

②求人応募実績

応募先事業所	応募日又は面接日	結果
(事業所名称)		1: 採用 2: 不採用 3: 未決
(担当部署・連絡先)		

※2回目以降の応募実績は記入不要のこと

上記のとおり 年 月分の 求職活動実績を申告します。

氏名:

Ⓜ

年 月 日